

第30回石巻市都市計画審議会議事録

1 日 時 平成29年11月30日(木) 午後2時～午後4時

2 場 所 石巻市役所6階 第3、4委員会室

3 1号委員 高橋 武徳委員
大橋 邦雄委員(欠席)
関口 駿輔委員
白土 典子委員
武山 倫委員

2号委員 木村 忠良委員
櫻田 誠子委員
阿部 正春委員
千田 直人委員

3号委員 高橋 政則委員(欠席)
後藤 寿信委員
佐々木 公委員(欠席)
小野寺 むつ子委員
兼子 佳恵委員
神農 太三郎委員

事務局	副市長	菅原 秀幸	
	建設部	部長	木村 芳夫
		都市計画課長	伊勢崎 誠一
		課長補佐	松崎 泰政
		技術課長補佐	佐藤 一弘
		技術主幹	戸村 孝志
		主査	土井 政博
		技師	矢澤 敏暢
		主事	八木 祐大

傍聴者 なし

4 議 題

第135号議案 石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)

3・4・14号 七窪蛇田線

3・5・19号 運河内海橋線

5 議事の概要

全員の賛成により承認された。

6 会議経過

午後2時 開会

【司会】

会議の開会にあたりまして、皆様をお願い申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードに設定していただきますようお願い申し上げます。また、本日の次第「4 報告」の開始以降は、

事務局が行うものを除き、写真等の撮影、録画、録音はできませんのでよろしくお願い申し上げます。

それでは、ただ今から第30回石巻市都市計画審議会を開会いたします。

本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます石巻市建設部都市計画課の松崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日御出席いただいております委員は、15名中本人出席11名でございます。

過半数に達しておりますので、石巻市都市計画審議会条例

第6条第2項の規定によりまして、本審議会は成立して

おりますこと申し添えます。

それでは、はじめに、副市長の菅原より、ごあいさつ申し上げます。

【菅原副市長】

みなさん、こんにちは。

第30回石巻市都市計画審議会の開催にあたり、一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、委員の皆様方には、お忙しい中、御出席をいただき誠にありがとうございます。

本市におきましては、街路整備事業をはじめ、下水道事業や土地区画整理事業等、復興に向け、鋭意事業に取り組んでいるところでございます。

さて、本日御審議いただきますのは、石巻震災復興基本計画におきまして、緊急輸送道路として位置づけております七窪蛇田線の整備に伴い、都市計画を変更する案件となっております。

委員の皆様におかれましては、忌憚のない御意見、御所見を賜り、御審議くださるようお願い申し上げます。

【司会】

次に本日の資料を確認させていただきます。

事前にお配りいたしました、議案書。

また机上に、諮問書の写し、座席表、委員名簿、第29回石巻市都市計画審議会議案の処理について、A4番カラー印刷の説明資料をお配りしております。

資料等に不足はございませんでしょうか。

【司会】

それでは、武山会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

【武山会長】

それでは議事を始めます。

今日は傍聴の方いらっしゃいますか。

【事務局】

いません。

【武山会長】

ありがとうございます。

では事務局から、第29回石巻市都市計画審議会の議案の処理について御報告を御願います。

【事務局】

建設部都市計画課の伊勢崎でございます。

私の方から、前回の第29回石巻市都市計画審議会議案の処理結果について報告させていただきます。

先ほど別紙でお配りいたしました、右上に報告と書かれている資料を御覧ください。

第29回石巻市都市計画審議会は、10月30日に開催してございます。

第134号議案につきまして御審議をいただいております。

処理結果につきましては、表の右側、処理結果欄に記載のとおり、平成29年11月20日付けの決定、告示を行っております。

報告事項については以上でございます。

【武山会長】

ありがとうございました。委員の皆様から何かございますか。

(「なし」の声)

無ければ、本日の議事に入ります。

第135号議案「石巻市都市計画道路の変更(宮城県決定)」
について事務局より説明をお願いいたします

【事務局】

それでは、議案の内容について私の方から御説明申し上げます。

説明はお手元の議案書及び本日、お配りしました説明資料を使って行います。

恐れ入りますが、着座にて説明させていただきます。

今回変更いたします第135号議案都市計画道路の変更につきましては、一般国道398号を路線内に含みますことから宮城県決定の議案となっております。

この都市計画の変更にあたり、宮城県から都市計画法の規定に基づき、関係自治体である本市の意見を求められましたので、意見を述べるにあたり当審議会で御審議いただくものでございます。

議案の説明に先だち、本市の都市計画道路の概要について説明させていただきます。

配布資料2ページを御覧ください。

こちらの図面は石巻広域都市計画道路網図を示しております。

黒線と赤線で示しておりますのが都市計画道路網になります。

石巻広域都市計画道路として42路線決定しており、総延長が約127km、整備延長が約57km、整備率が約45%となっております。

赤色で示しておりますのが、今回変更を行う路線となっております。

各路線の詳細につきましては、後ほど御説明いたします。

議案書の3ページ及び配布資料3ページを御覧ください。

こちらは総括図となっております。

今回変更等の対象となる路線の変更の概要を示した図面となります。

図面の上が北となります。

右下の凡例にあるとおり、既に決定されている区域についてはピンク色、変更して区域を追加する区間については赤色、区域を廃止する区間については黄色で示しております。

また、都市計画道路毎に起点から終点までを引き出し線で引き出し、都市計画道路の起終点の位置、延長、代表幅員、車線数などの計画を明示しております。

3・4・14号「七窪蛇田線」は、図面中央を南北に走る路線となり、石巻市山下町二丁目から石巻市蛇田字新下沼を南北に結ぶ延長約2,720m、幅員16mの都市計画道路となっております。

次に、3・5・19号「運河内海橋線」ですが、図面左側、黄色の線の左端の石巻市大街道北四丁目地内を起点として、図面の右側へ進み、七窪蛇田線と交差して、国道398号と重複し、右側へ進み、市役所前、旧北上川を越えて、石巻市八幡町一丁目を終点とする路線となります。

次に配布資料の4ページを御覧ください。

こちらは、七窪蛇田線の整備状況を表す図となります。

総延長2,720mに対して、整備済区間が約2,025m、概成区間が約125m、今回整備を行う区間として約570mでございます。

配布資料5ページを御覧ください。

こちらは、運河内海橋線の整備状況図となります。

総延長約3,370mに対して、整備済区間が約1,275m、整備中区間が約545m、未整備区間が約1,550mでございます。

議案書1ページ及び配布資料6ページを御覧ください。

こちらは、今回変更する都市計画道路の計画書となります。

都市計画道路3・4・14号七窪蛇田線を次のように変更します。

また、3・5・19号運河内海橋線を3・5・19号山下内海橋線に名称を改め、次のように変更します。

中段の表を御覧下さい。

太字ゴシック体で示しているのが変更内容となります。

3・4・14号七窪蛇田線については、備考欄に記載のとおり区域の変更および車線数の決定を行うものです。

3・5・19号運河内海橋線については、運河内海橋線から山下内海橋線への名称変更、起点位置を石巻市大街道北四丁目から石巻市山下町一丁目へ変更、延長を約3,370mから約1,820mへと変更、区域の変更および構造を幹線街路と平面交差4箇所に変更を行うものです。

今回の変更理由は、計画書下段を御覧下さい。

石巻市では、東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波等により甚大な被害を受けたことから、平成23年12月に「石巻市震災復興基本計画」を策定している。

計画においては、「災害に強い道路交通ネットワークの構築」を目指すこととしており、道路網の見直しを行い緊急輸送道路等を優先して整備を進めているところである。

今回、緊急輸送道路である3・4・14号七窪蛇田線について、3・5・19号運河内海橋との交差部を現行の道路構造令に合わせるとともに、沿線地域の土地利用に配慮し、区域の変更を行い、あわせて車線の数を決めるものである。

また、3・5・19号運河内海橋線は、起点部から3・4・14号七窪蛇田線交差までを廃止し、名称、起点位置、延長及び区域の変更を行うものである。」です。

議案書4ページ及び配布資料7ページを御覧下さい。

これは、変更箇所の区域を示した計画図になります。

図面上が北となります。

右上の凡例にあるとおり、変更して区域を追加する区間については赤色、区域を廃止する区間については黄色、既に決定している区域についてはピンク色で示しているものです。

図面下から上へ伸びる七窪蛇田線は、図面左側から伸びる運河内海橋線との交差点の形状について、現在の道路構造令の基準に合わせて、区域の一部を変更するものです。

また、JR仙石線、石巻線と立体交差する区間においては、今回沿線地域が主に住宅地として土地利用されていることに配慮し、盛土から高架橋に変更し、区域の変更を行います。

さらに、平成10年に都市計画法施行令が改正された際に、都市計画に定める事項として車線数を定めることになり、今回の変更と合わせて全区間の車線数を2車線と定めるものです。

図面を東西に伸びる運河内海橋線については、後ほど御説明致します。

議案書6ページ及び配布資料8ページを御覧ください。

運河内海橋線の起点部について示した図です。

計画書の変更理由のとおり、石巻市では、東日本大震災により甚大な被害を受けたこと

から、平成23年12月に「石巻市震災復興基本計画」を策定しております。

計画においては「災害に強い道路交通ネットワークの構築」を目指すこととしており、道路網の見直しを行い、七窪蛇田線などの緊急輸送道路を優先して整備を進めているところです。

七窪蛇田線は緊急輸送道路の位置付けの他に市立病院の開院に伴う駅前周辺の渋滞緩和並びに石巻赤十字病院を結ぶ搬送路としても位置付けられております。

七窪蛇田線の整備に伴い、未整備区間である運河内海橋線の一部区間につきまして、見直しを行った結果、運河内海橋線の起点部から七窪蛇田線交差部までの区間を廃止するものです。

配布資料9ページを御覧ください。

運河内海橋線の一部区間を廃止した場合の影響について検証を行った結果、現在、石巻市中心部をバイパスする門脇流留線、曾波神沢田線や渡波稲井線などの整備が進んでおり、通過交通の排除により石巻市中心部の交通量は今後減少する見通しであり、また、運河内海橋線の起点側を廃止しても、七窪蛇田線、釜大街道線を含めた周辺道路が整備されることから大きな渋滞は発生しないものと考えております。

議案書12ページを御覧ください。

計画図で示しました七窪蛇田線について、計画と断面を示した図です。図面の右側が北になります。ピンクで着色した範囲が既決定の区域、赤で着色した範囲が追加する区域、黄色で着色した範囲が廃止する区域です。

図面下段中央に、道路の幅員を示した表を記載しております。表の左上側から順に、交差点より起点側・南側となる①断面では、現在の道路幅員及び変更前の幅員11mから変更ありません。

続く②断面では、七窪蛇田線と運河内海橋線の交差点であり、右折レーンと同一幅のゼブラ帯を設けること、新たに七窪蛇田線を利用する歩行者に対応するため歩道幅員を左右それぞれ3.5mとし、幅員を17.5mに変更します。

続く③断面では、運河内海橋線の一部廃止により七窪蛇田線と運河内海橋との交差が丁字交差点となり、南側方向への右折車線が必要ないこと、当該区間から七窪蛇田線の計画高が周辺より高くなるため擁壁構造となることを考慮し、幅員を18mから16mに変更します。

続く④断面では、七窪蛇田線はJR仙石線、石巻線と立体交差するため、周辺の地盤よりも道路が高くなることから盛土構造で決定されておりましたが、周辺の土地利用に配慮して高架橋に変更し、必要な幅員である15.8mに変更します。なお、これまでは周辺のお宅へ行き来するための側道も七窪蛇田線の幅員に含めておりましたが、今回は高架橋となることから側道部分は含めないこととしております。

13ページを御覧ください。

図面右上に幅員を示した表を記載しております。

⑤断面では、JR仙石線、石巻線と立体交差する橋梁部分になりますが、車道部分の幅員について、大規模災害時に両側に大型車が駐車しても真ん中を自動車能够通过できる幅員8

mを確保し、歩道外側に設ける防護柵の幅員を現在の基準に合わせ0.4mを採用し、幅員を16.5mから15.8mに変更します。

続く⑥断面は、先ほど12ページで説明した④断面と同様に、盛土から高架橋に変更し、幅員を15.8mに変更するものです。

続く⑦断面は、先ほど12ページで説明した③断面と同様に、盛土から擁壁構造に変更し、幅員を18mから16mに変更するものです。

14ページを御覧ください。

図面左下に道路幅員を示した表を記載しております。

⑧断面より右側につきましては、区域及び幅員の変更はありません。

15ページを御覧ください。

こちらは運河内海橋線について、計画と断面を示した図です。図面の上側が北になります。

図面右上に道路の幅員を示した表を記載しております。

①断面の山下町一丁目付近では、市役所方面から中里方面への右折車線を設置する区間ですが、将来の交通量に応じた車線の幅員とし、幅員を16mから17.5mに変更します。

②断面より右側は、幅員16mで変更はありません。

なお、本都市計画変更案につきましては、平成29年11月14日から11月28日までの2週間、本変更案の縦覧を行っております。

その結果、縦覧者はなし、意見書の提出はございませんでした。

説明は、以上でございます。

御審議の程よろしくお願いいたします。

【武山会長】

都市計画課長ありがとうございました。

冒頭に宮城県決定になる理由の説明がありましたが、すいませんもう1回お願いできますか。

【伊勢崎都市計画課長】

今回の変更案件には、国道398号が含まれており、これは宮城県が管理する国道となっております。それを路線内に含みますことから、この部分につきましては宮城県決定の議案となります。

【武山会長】

具体的にはどこですか。色んな名前が道路が呼ばれているんですが。

【伊勢崎都市計画課長】

議案書の4ページを御覧ください。運河内海橋線と七窪蛇田線の十字になりますが、この下の方に国道398号と書いておりますが、この部分が宮城県管理の国道となりますの

で宮城県決定の議案となります。

【武山会長】

わかりました。ありがとうございます。

委員の皆様から御質問ありましたらお願いいたします。

ございませんか。

都市計画決定がされてから時間が経つと色々事情が変わるものです。事情が変わっても昔の事は変えられないというような都市計画がこの国では続いてきたかなと思っていたんですが、すごく良い事ですね。新しい技術をもって、法面で計画していた道路の幅員を狭くして高架橋にするとか、あと道路構造令も色々変わって、車の進化もあると思いますが、交差点の規定とかも変わって、車の便利になることは良い事だとは必ずしも思いませんが、過去の決定を見直したこの案件はととても良いなと思っておりました。

質問が無いようであれば、お願いします。

【神農委員】

七窪蛇田線ですが、もっとわかりやすくですね、私の頭の中では、石巻跨線橋と呼んだ方がわかりやすいかなと。

【武山会長】

名称ですね。

【神農委員】

線路を跨ぎますから、石巻跨線橋。

それから398号と交わる所、先ほど説明があったので確認の質問なんですけど、市役所の立町方面から車で走ってきて跨線橋の方に右折できるわけですよね。

それからもう1つは、跨線橋から398号に下りた時に、当然左折できるということではないのでしょうか。

【伊勢崎都市計画課長】

右折も左折もできます。

名称については、一般的にはJRを跨ぐものは跨線橋と称しまして、道路を跨ぐものは歩道橋という呼び方をしますが、橋の名称はこれから決まっていくというふうになります。

【武山会長】

起点と終点でシステムチックに決まる名前の道路はあまり愛されないと思うので素敵な名前になるといいですね。

他に御意見ありますか。

第135号議案石巻広域都市計画道路の変更(宮城県決定)について、それではみなさんに

お諮りしたいと思います。

賛成の方は挙手をお願いします。

全員の賛成により本案は原案のとおり承認されました。ありがとうございます。

ちょっと物足りないですが、本日の議事はこれで終了となります。

最後に事務局から何かありましたらお願いいたします。

【事務局】

次回の都市計画審議会は1月下旬を予定しております。

日程につきましては、後日改めて御連絡申し上げますのでよろしくお願いいたします。

【武山会長】

どうもお忙しい中お越しいただき、短時間で申し訳ございません。またよろしくお願いいたします。どうもありがとうございました。

【事務局】

只今をもちまして、第30回石巻市都市計画審議会を終了いたします。

本日は皆様大変ありがとうございました。